

PPP/PFI推進アクションプラン(令和2年改定版)に掲げる 具体的取組の進捗状況 (令和2年度末時点)



内閣府 民間資金等活用事業推進室

PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組の進捗状況

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組	
(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し								
1	2. PPP/PFI推進に当たっての考え方	(1) 基本的な考え方	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応により厳しさを増す財政状況の中にあつて、今後、感染予防や社会・経済の変化を盛り込んだ質の高い公共サービスを提供するためには、効率的に民間企業の創意工夫や資金等を活用するPPP/PFI手法が有効であると考えられる。一方で、今回の新型コロナウイルス感染症により、PPP/PFI事業やそれを担う民間事業者にも大きな影響が及んでいる可能性があるため、その影響等について早急に検証・分析を行う。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	<p>・令和2年7月に、関係省庁及び地方自治体に対し「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」の通知を发出。同文書において、①新型コロナウイルス感染症の影響によりPFI事業の安定的な維持管理・運営等に支障が生じる場合の考え方を提示、②事業者と誠意をもって協議を行うよう要請、③事業者に対して必要な支援を行うよう要請した。</p> <p>・令和2年8月に、関係省庁及び地方公共団体に対し、PFI事業における影響等についてアンケート調査を実施し、個別の事例について追加ヒアリング調査を実施した。</p> <p>今後、調査結果を踏まえ、対応方策として、ガイドラインの改定や、事例の周知等の必要な措置を講じる。</p>	
2	3. 推進のための施策	(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し	① コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれていない。ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者にコンセッション事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、民間事業者が創意工夫を活かしやすい環境整備を図るため、PFI法の改正を含めて検討を行う。なお、その際、運営権者が「建設」「製造」「改修」を実施できる条件については、事業内容などを考慮した十分な検討を行う。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	<p>長期間に及ぶコンセッション事業において、より効率的な運営を行うため、事業期間中に生じた事業内容の一部変更等に事業者が柔軟に対処できるようにするなど、法制度面からの検討を引き続き行う。</p>	
3	3. 推進のための施策	(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し	② 今後、施設の統合・広域化の進展に伴って、公共施設等を共有し、共有物に対して公共施設等運営権を設定するケースは十分あり得るが、公共施設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。その場合の円滑な事業運営確保等のために、民法で規定する共有物分割請求権の行使を制限する期間の上限に特例を設けるなどの必要な措置について検討を行う。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	<p>共有施設においてコンセッションを実施する場合に、当該共有施設について5年を超えて不分割特約を締結できるよう共有物分割請求に関する特例措置を設ける方向で、法的検討を進めている。</p>	
4	3. 推進のための施策	(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し	③ インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員への不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、包括的民間委託やPFI方式の導入を推進するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行う。	(令和2年度から)	<内閣府、関係省庁>	内閣府	<p>・令和2年7月の成長戦略フォローアップを踏まえ、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ等に対する指標運動方式の導入について、当該方式の定義案をPFI推進委員会に提示。今後は当該定義案を関係省庁等と協議の上策定するとともに、令和3年度中にガイドラインを策定予定。</p>	
						国土交通省	<p>令和2年度は、「先導的官民連携支援事業」により、包括的民間委託の情報整備に係る調査委託費の助成を府中市、三条市に対して行った。また、中小規模団体のモデル形成を目的とした「官民連携モデル形成支援」により、包括的民間委託の導入検討を行う河内長野市を平成30年度から令和2年度の3年間支援した。さらに、インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討の支援を富山市、玉名市、尼崎市に対し実施した。</p> <p>これに加え、先行事例を基に、包括的民間委託の導入プロセスや検討内容をとりまとめ、事例集として令和2年8月に国土交通省HPへ掲載し、周知に取り組んでいる。</p>	
						文部科学省	<p>・文教施設分野における具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（令和元年度、令和2年度予算事業）。</p> <p>・文教施設分野におけるPPP/PFI事業の好事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/PFI事業等の事例集を令和2年3月に作成、周知した。</p> <p>・文教施設におけるPPP/PFI促進のためのオンラインセミナーを開催（令和2年12月、令和3年1月）し、文教施設におけるPPP/PFI手法等の導入の効果や、好事例等の紹介を行った。</p>	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
5	3. 推進のための施策	(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し	④ S P C(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、P F I 事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式の流動化の促進に向け、管理者等関係者の理解が得られやすいと考えられる譲渡先や譲渡後におけるS P Cの運営のあり方等をガイドライン等において具体的に示すなどの環境整備を行う。	(令和2年度から)	<内閣府、関係省庁>	内閣府	S P C株式の譲渡ニーズ等を確認すべく、令和2年9月に公共施設等運営権事業者および管理者等へのアンケートを実施。調査等を踏まえ、譲渡環境の整備に向けて、 既存の各種ガイドラインに、S P C株式流動化の意義や留意点について追記することを検討。
6	3. 推進のための施策	(1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面等の見直し	⑤ 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が発揮しやすいなどのメリットがあるB O T方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、非収益施設に限定している現行の税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	現行、BOT方式かつサービス購入型の事業の課税標準を2分の1とする特例措置について、非課税、独立採算型・混合型の追加、対象施設の拡大の税制措置の拡充を令和3年度税制改正要望において要望したが、認められなかった。引き続きPFI税制のあり方について検討を進める。
(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援/アウトカムに関するデータ等							
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年12月以降、地方公共団体等に優先的検討規程の策定を要請してきたところであり、人口20万人以上の地方公共団体の8割超（令和元年度末）で優先的検討規程が策定された。 一方で、優先的検討規程が各地方公共団体において本格的に運用開始されたのは概ね平成29年度からであり、人口20万人以上の地方公共団体において、規程に基づく検討実績のある地方公共団体は全体の約6割程度（令和元年度末）であった。 人口20万人未満の地方公共団体においては、規程の策定率は2.7%、規程に基づく検討実績のある団体は全体の1.7%程度であった（令和元年度末）。 地方公共団体におけるPPP/PFI事業の実施意欲については着実に向上している。（PPP/PFIを「積極的に実施していきたい」もしくは「実施は検討したい」と回答した地方公共団体の率：45%（平成28年9月）→56%（令和元9月）） ただし、人口20万人以上の地方公共団体では9割以上がPPP/PFI事業の実施意欲を有している一方で、人口10万人未満の地方公共団体では5割程度であり、地方公共団体毎に状況が異なる。 PPP/PFIを導入検討するにあたってノウハウ/人手が不足していると回答した地方公共団体は全体の約9割（令和元9月）であり、情報提供等の地方公共団体に対する支援が一層期待されている。 							
7	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	i) 地方公共団体のPPP/PFI導入検討への財政支援等 ① 小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザー費用について、各分野の交付金等（水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設等）により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。	(令和2年度から)	<内閣府、関係省庁>	内閣府 文部科学省 経済産業省 警察庁	アドバイザー費用が補助対象経費となる国の補助金・交付金について調査を実施。調査対象とした12分野16対象施設中9施設はアドバイザー費用を既に補助対象としており、残る7施設のうち5施設については今回依頼に基づき、アドバイザー費用を対象化することとなった（別制度での適用等も含む）。残る2施設について、引き続きアドバイザー費用の対象化するよう依頼し、各省内にて検討中。 国立大学法人については、国立大学法人運営費交付金のうち特殊要因運営費交付金の措置対象となっている。（なお、公立学校施設については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律において、国庫補助の対象とする経費の範囲を限定している趣旨に鑑み、アドバイザー費用を補助対象としていない。） 公営水力発電においては、アドバイザー費用等に対して補助制度により支援措置を講じているところ。工業用水道においては、現行の補助金の財源が建設国債を原資としているため、原則、工事費以外の拠出が出来ない。アドバイザー費用等の支援も含め、補助金を含めた支援の在り方等について、産業構造審議会工業用水道政策小委員会において議論中。6月頃に中間とりまとめを行うことを見込んでおり、中間とりまとめの内容を令和4年度予算要求に反映していく方向で考えている。 アドバイザー費用を補助対象経費とする旨の事務連絡を令和3年1月に発出済み。
8	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	i) 地方公共団体のPPP/PFI導入検討への財政支援等 ② 地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、地方創生推進交付金等の地域再生法に基づく支援措置により積極的に支援する。	(令和元年度から)	<内閣府>	内閣府	地方創生推進交付金等の地域再生法に基づく制度について、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演等を活用して周知を図っている。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
9	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	ii) マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減 ① 民間資金等活用事業推進委員会事業推進部会で行われた期間満了PFI事業の検証で得られた知見を地方公共団体に横展開するとともに、その知見を踏まえ、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、地方公共団体等における類似した事業において有効に知見を共有・活用することを意図し、事後評価等のためのマニュアルを作成・周知し、地方公共団体等に対し、今後の事業方式の選定や事業内容の改善への活用を促す。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	事後評価等マニュアルについて、事例のヒアリング調査結果等を実施し、令和2年10月及び令和3年3月のPFI推進委員会事業推進部会での検討を踏まえ、事後評価等マニュアル案を作成。令和3年度中に公表を予定。
10	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	ii) マニュアル等の整備・周知による地方公共団体の負担軽減 ② これまで締結された事業契約書を整理・分析し、地方公共団体等がより適切な事業契約書を作成できるように、引き続き、必要な情報提供等を行う。また、公共施設の空調整備・更新事業を例としたPPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル等の周知等により、地方公共団体の負担軽減を図る。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	これまで実施されたPFI事業の事業契約書（案）を整理し、内閣府ホームページに公表した。さらに地方公共団体等が適切に契約書を作成できるように、最終契約書の異同について整理・分析し、ホームページで公表した。
11	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iii) 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ① PPP/PFI事業の専門家や法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有するコンセプション事業の専門家を地方公共団体等に派遣し、PPP/PFI事業の実施に関する情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等の求めに応じ、専門家を派遣し、情報提供、助言等を行っている他、令和2年度は、奈良県が検討している中央卸売市場再整備推進事業について、高度専門家による課題検討支援事業を実施した。
12	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iii) 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ② 地方公共団体における自立的なPPP/PFI事業の形成を推進するため、PPP/PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。	(令和元年度から)	<国土交通省>	国土交通省	令和2年度は5自治体（宗像市、宇部市、登米市、玉名市、赤磐市）に対して、専門家を派遣し、公募に向けた民間事業者との対話や公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるよう支援を行った。また昨年度支援自治体に対する継続的なフォローアップも実施した。
13	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iii) 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ③ 地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、それらの人材を活用する仕組み等を検討する。また、関係機関と連携し、研修等を通じてPPP/PFI事業に関する基礎的な知見を取得した受講者の活用等に係る仕組み等を検討する。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	PPP/PFIに関する業務経験を有した地方公共団体職員を国（内閣府）を「（仮称）PPP/PFIパブリックマイスター（PPP/PFI行政専門家）」として認定・登録し、専門家派遣制度などを通じて人材を活用する仕組みについて、今年度中の運用開始を予定。また、登録された行政専門家の交流や継続的研鑽を図る連絡会議等の設置を検討中。
14	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iii) 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援等 ④ 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。	(平成28年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省、内閣府	令和2年度は、知識の修得のみならず新たな着想を生むための議論の場を提供することを重点事項とし、模擬サウンディングによる官民対話や、その結果を反映した公募資料の作成等の課題研究を行った。講師として第一線で活躍している民間事業者や先進自治体の担当者を招へいし、PPP/PFI事業に取り組まれた際の実体験を詳細に紹介いただいた。
15	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iv) 首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ① バンドリング・広域化、あるいは公的不動産利活用を含めた幅広い種類のPPP事業について先導性の高い優良事例を収集する。この際、地域経済の活性化への貢献のほか、庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込んだ成功要因の分析もを行い、これを同種・類似のPPP/PFI事業を実施しようとする地方公共団体等へ情報提供することにより横展開を図る。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるPPP/PFI事業の事例集を公表。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組	
16	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iv) 首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ② 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する理解促進を図るため、首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。（平成29年度から）<国土交通省、内閣府>	(令和2年度から)	<国土交通省、内閣府>	国土交通省	令和2年度は5ブロック（東北、関東、近畿、四国、九州・沖縄）において「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。官民連携事業の実績を有する団体の首長等からの基調講演や専門家からの情報提供、PPP/PFIで整備・運営された施設の紹介や意見交換などを行い、首長の推進意識の醸成に努めた。	
			内閣府			国土交通省と連携し、全国のブロックプラットフォームにおいて「PPP/PFI推進首長会議」を開催した。また、首長や地方議員が参加する講演会に、内閣府職員やPPP/PFI専門家を派遣し、PFIに対する意識醸成や理解促進を図っている。		
17	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iv) 首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ③ 高度専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	内閣府の支援事業等を活用して、事例を創っている。また、過去の支援事業の調査結果をホームページで公表している。	
18	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iv) 首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ④ ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等からの問合せに対し、適宜助言等を実施。また、ワンストップ窓口制度について、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種講演、内閣府ホームページ等を活用して周知を図っている。	
19	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	iv) 首長、地方議会等の理解促進に向けた情報提供等 ⑤ PPP/PFI事業に関する提案受付・相談窓口を設置し、地方公共団体の案件形成の検討に対して助言等を行う。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	「PFI相談窓口」を改良し、「国土交通省PPP/PFI相談・提案受付窓口」を設置し、国土交通省所管の社会資本等に係るPPP/PFI事業についての相談及び国土交通省社会資本整備政策課が実施しているPPP/PFIに係る施策に対する提案を受け付ける体制を整えている。	
20	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	v) 広域化・集約化等に向けた支援等 ① 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。	(平成29年度から)	<総務省>	総務省	「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知を図った。	
21	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	v) 広域化・集約化等に向けた支援等 ② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等（広域化）の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。	(令和元年度から)	<厚生労働省・総務省>	厚生労働省・総務省	総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定・周知するとともに、令和2年9月末時点の策定状況や多様な広域化に向けた留意事項等を周知した。また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。	
22	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	v) 広域化・集約化等に向けた支援等 ③ 分野横断や広域連携による官民連携事業や公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業など、中小規模の地方公共団体における官民連携事業の実施上の課題の克服に資するモデルの形成を図る。	(平成30年度から)	<国土交通省>	国土交通省	分野横断的な包括的民間委託等の導入検討を行う人口20万人未満の地方公共団体2団体(河内長野市、高砂市)について、案件形成に向けた取組を平成30年度から令和2年度の3年間支援した。また、令和元年度からは、公共施設等の集約・再編に係る官民連携事業等を検討する2団体（柏崎市、周南市）に対する支援を行っている。	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
23	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	v) 広域化・集約化等に向けた支援等 ④ 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。	(平成30年度から)	<国土交通省>	国土交通省	社会資本整備総合交付金等の交付に関し、以下を要件とし着実に運用している。 ・広域化・共同化計画策定の検討に着手し、令和4年度末までに策定すること。 ・人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。 ・人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること。
24	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	v) 広域化・集約化等に向けた支援等 公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。	(令和元年度から)	<総務省>	総務省	公営企業会計の適用について、都道府県及び人口3万人以上の市区町村のほぼ100%が適用を完了した。また、人口3万人未満の市区町村については、66.7%の下水道事業が適用済み又は適用に取組中であるところ。（令和2年4月1日時点） 令和5年度までの取組に向け、特に小規模団体の取組が円滑に進むよう、会計適用に関するマニュアル等の周知や小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業など人的支援を実施した。
25	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	v) 広域化・集約化等に向けた支援等 ⑤ 一般廃棄物処理施設整備事業について、①施設の広域化・集約化、②一般廃棄物会計基準の導入、③廃棄物処理の有料化について検討することを要件化している。また、浄化槽市町村整備推進事業について、①大型浄化槽による共同化、②公営企業会計の適用について検討することを要件化している。これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。	(令和元年度から)	<環境省>	環境省	・一般廃棄物処理施設整備事業について、令和元年度より、①施設の広域化・集約化、②一般廃棄物会計基準の導入、③廃棄物処理の有料化、④PFI等の民間活用について検討することを要件化しており、PPP/PFI活用を促進している。なお、令和3年4月より、②一般廃棄物会計基準を導入し、基準に則して作成した原価計算書等を交付申請書とともに提出することを要件化する予定。 ・公共浄化槽等整備推進事業について、令和元年度より、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用を検討することを事業の要件としている。また、令和3年度より、公共浄化槽等整備推進事業の適正化に資するコスト縮減や経営改善の検討調査費（コンサル方式によるPFI事業の導入の検討を含むものに限る）への助成を実施している。これらの取組により、PPP/PFI活用を促進している。
26	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	vi) PPP/PFI手法の優先的検討等の促進 ① 優先的検討規程について、国や全ての人口20万人以上の地方公共団体等において、速やかに策定・運用がなされるよう、先進的な取り組みを行う地方公共団体の事例を紹介する。また、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業や策定・運用における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。なお、優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表する。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	・令和元年度末時点の策定状況を調査・公表済。 ・ 策定状況の調査結果を踏まえ、全ての人口20万人以上の地方公共団体において速やかな策定がなされるよう、令和2年12月には総務省と連名で優先的検討規程の策定について再要請を发出。 ・ 人口20万人未満の地方公共団体に対しては、内閣府の支援事業等を通じて未策定団体に対して策定の働きかけ・助言支援等を実施した他、策定・運用の促進が図られる方策について検討中。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁	回答府省庁	令和2年度末までの取組
27	3. 推進のための施策	(2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援	vi) PPP/PFI手法の優先的検討等の促進 ② PPP/PFIの導入検討を一部要件化した事業分野（公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水）について、着実に運用を実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	<p>【公営住宅】</p> <p>地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化 ・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化 ・平成31年度より、政令指定都市で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化を行い、事業を実施。 <p>【下水道】</p> <p>平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化（平成30年4月に一部内容改善）や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を着実に運用している。</p> <p>【都市公園】</p> <p>社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に下記の規程を追加し、着実に運用している。</p> <p>「なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、（中略）平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。（後略）」</p>
				(令和元年度から)	<環境省>	環境省	<p>【廃棄物処理施設】</p> <p>一般廃棄物処理施設整備事業について、令和元年度より、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用を実施している。</p> <p>【浄化槽】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共浄化槽等整備推進事業について、令和元年度より、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用を検討することを事業の要件とし、着実に実施している。
				(令和2年度から)	<農林水産省>	農林水産省	令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検討することを要件化し、着実に運用している。
			また、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行う。	(令和2年度から)	<関係省庁>	文部科学省	学校施設分野について、令和3年度からの一部要件化を実施。
						厚生労働省	水道施設整備費補助金等の採択要件としている事業評価において、PPP/PFIの導入も含めた代替立案の可能性、効率性を検討するよう、考え方を明確化した通知を令和3年2月に発出。
		経済産業省		PPP/PFI導入検討の要件化も含め、補助金を含めた支援の在り方等について、産業構造審議会工業用水道政策小委員会において議論中。6月頃に中間とりまとめを行うことを見込んでおり、中間とりまとめの内容を令和4年度予算要求に反映していく方向で考えている。			
			警察庁	PPP/PFIの導入検討を要件化した事務連絡を令和3年3月に発出済み。			

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組	
（3）地域プラットフォームを通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進/アウトカムに関するデータ等								
・平成30年度及び令和元年度に地域プラットフォームに参画する地方公共団体数は、515団体【KPIは平成30年度～令和2年度で600団体】								
28	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	① 地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む）を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数について、平成30年度～令和2年度の目標を200団体とするとともに、地域プラットフォーム（ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォームを含む）に参画する地方公共団体数について、平成30年度～令和2年度の目標を600団体とする。	(令和2年度末まで)	<内閣府、国土交通省>	内閣府、国土交通省	平成30年度及び令和元年度に、地域プラットフォームを活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した地方公共団体数は216団体、地域プラットフォームに参画する地方公共団体数は515団体であった。	
29	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	② 地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等の地域プラットフォームに対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。	(令和元年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府、国土交通省	令和元年度に創設した地域プラットフォーム協定制度には、令和2年4月に4地域を追加し、計25地域と協定を締結しているところ。協定制度を通じて、地域におけるPPP/PFIの具体的な案件経営を促進した。	
30	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	③ これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルの充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。	(令和2年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	地方ブロックプラットフォームや各種講演の機会等を活用してマニュアルの周知を図っているところ。また、運用マニュアルの充実に向けて、地域プラットフォームの活動状況等をフォローアップし、より効果的な運営のポイントについて整理しているところ。	
						国土交通省	全国9ブロックに設置したブロックプラットフォームにおいて周知している。	
31	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	④ 地域プラットフォームの実践/ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	既存プラットフォームの活動状況を確認する際に、併せて専門家派遣の活用を紹介。要望に応じて専門家の派遣や内閣府職員による対応を実施した。	
						国土交通省	PPP/PFIの実務経験や知見を有する地方公共団体職員等を「国土交通省PPPサポーター」として任命し、地域プラットフォームが開催する研修等に対して、講師として派遣した。	
32	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	⑤ 複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する。	(平成29年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	令和2年度において複数の地方公共団体・民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援した（青森県、香川県）。	
						国土交通省	令和2年度までに、計9地域（宮城県、志太3市（島田市・藤枝市・焼津市）、網走市・大空町・北見市、和歌山県、長崎県、熊本地域（熊本市・八代市・人吉市・水俣市・宇土市）、山形県、高知市・高知県、島根県）を支援している。	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA		
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組		
33	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。	(平成28年度から)	<内閣府、国土交通省>	内閣府	国土交通省と連携し、平成28年度より全国9ブロックにおいて継続的に開催されている会議の中で国の施策や内閣府の取組に関する情報提供や地方公共団体等との意見交換を実施。また、地域プラットフォーム協定制度を活用し、地方公共団体の事業化検討の支援を実施。	国土交通省	全国9ブロックで継続的な取組を実施している。令和2年度は都道府県との意見交換等を通じて施策ニーズを把握した上で以下の取組を実施した。 ・官民対話（サウンディング）（8ブロック） ・PPP/PFI推進首長会議（5ブロック） ・研修（9ブロック） なお、官民対話（サウンディング）を行うにあたって、サウンディングセミナー等により官民対話の留意点等を周知するとともに、民間事業者の視点からの情報提供等を行い、地方公共団体の案件形成や官民対話を促進した。 加えて、コンセッションの先行事例を広く周知するため、コンセッション事業推進セミナーを仙台市にて開催した。
34	3. 推進のための施策	(3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進	⑦ 発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に十分な評価が行われるよう、必要な措置を検討する。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるPPP/PFI事業の事例集を作成し、地域経済活性化に資する提案を評価した事例についての情報提供を行った。また、追加事例について収集・整理中。		
（４）民間提案の積極的活用／アウトカムに関するデータ等									
<p>・ガイドライン発出等の積極的な推進に努めた結果、制度の整備率は向上している（全体：5%（平成28年9月）→10.9%（令和2年9月））。</p> <p>・民間提案が採択された実績団体数はPFI法に基づくもの16団体(令和元年度末)、PFI法に基づかないもの74団体である。(令和元年度末)</p>									
35	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	①「PFI事業民間提案推進マニュアル（H26.9）」等について、近年の民間提案の活用実態・課題（インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等）に対応した改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備（相談窓口の設置や庁内体制の整備など）を促すとともに周知する。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	PFI事業民間提案推進マニュアルの改定について、民間提案の評価方法や加算インセンティブ等に関するヒアリング調査を実施し、令和2年10月及び令和3年3月のPFI推進委員会 事業推進部会での検討を踏まえ、PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル改定案を作成。令和3年度中に公表を予定。		
36	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	② 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省、内閣府、総務省>	国土交通省	国土交通省のHPで公表しているほか、ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。	内閣府	国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知を図っている。
						総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、地方公共団体に対して周知を図った。		
37	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	③ 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る。	(平成30年度から)	<内閣府>	内閣府	支援事業を通じて民間提案を活用した案件形成の事例を創るとともに、民間提案の実施事例の情報を収集することで知見を集めているところ。既存の指針やガイドラインと併せて、国土交通省と共催の地方ブロックプラットフォーム、地域プラットフォームや各種講演等を活用して周知を図っている。		
38	3. 推進のための施策	(4) 民間提案の積極的活用	④ 民間提案を活用する地方公共団体等に対する支援を実施する。	(平成29年度から)	<内閣府>	内閣府	令和2年度内閣府支援事業において、3団体（甲府市、宇部市、石垣市）の民間提案に係る一連の手続きを支援した。		

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組	
（3）公的不動産における官民連携の推進／アウトカムに関するデータ等								
・公的不動産利活用事業のアクションプランにおける事業規模目標は10年間で4兆円である。一方、実績は当初3年間（平成25～27年度）は0.3兆円/年レベルで推移し、目標の0.4兆円/年ペースを下回っていたが、平成28年度以降は漸増傾向にあり、令和元年度末時点では7年間で計3.0兆円と、目標ペースでの事業化が図られている。								
39	3. 推進のための施策	(5) 公的不動産における官民連携の推進	① 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。	—	<国土交通省>	国土交通省	地元のみちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の具体化に向けた検討を実施。	
40	3. 推進のための施策	(5) 公的不動産における官民連携の推進	② 都市公園法に基づく公募設置管理制度の着実な導入促進を図る。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	第193回通常国会において都市緑地法等の一部を改正する法律が成立、平成29年6月施行され、公募設置管理制度を創設。 同年8月に制度の具体的な活用方法、手続きの流れ等をまとめた「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン」を国土交通省HPにおいて公表し、導入促進を図っている。	
41	3. 推進のための施策	(5) 公的不動産における官民連携の推進	③ 若年人口の減少に伴い、今後小中学校等の遊休化が急速に拡大する中で、地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地元企業参画スキームの優良事例の横展開等を行う。	(平成29年度から)	<文部科学省、厚生労働省、内閣府>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・文教施設分野における集約・複合化に関するPPP/PFI事業等の案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（令和元年度、令和2年度予算事業）。 ・文教施設分野におけるPPP/PFI事業の好事例や、効率的・効果的に集約化・共用化等を行った事例の横展開を図るため、文教施設分野における多様なPPP/PFI事業等の事例集を令和2年3月に作成、周知した。 ・全国の地方公共団体に対して文教施設等の集約・複合化の実施状況に関する調査を実施し、回答結果（事業名等）を一覧表形式に取りまとめ、共有を行った。 ・廃校活用事例集を活用し、各種説明会等において普及啓発を実施。 ・文教施設におけるPPP/PFI促進のためのオンラインセミナーを開催（令和2年12月、令和3年1月）し、文教施設におけるPPP/PFI手法等の導入の効果や、好事例等の紹介を行った。 	
42	3. 推進のための施策	(5) 公的不動産における官民連携の推進	④ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。総合管理計画については、個別施設計画の内容等を反映させるなど、不断の見直しを促し、充実を図る。	—	<総務省>	総務省	<p>公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳については、各地方公共団体において整備・公表を進めるとともに、総務省においても各団体において整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表している。</p> <p>併せて、公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表を総務省ホームページに公表している。</p> <p>加えて、公的不動産の活用への民間事業者の参画に資する取組を促進するため、固定資産台帳データを活用して売却可能資産等を取りまとめ公表することにより民間への売却につながった事例を総務省ホームページに公表している。</p> <p>総合管理計画の不断の見直しについては、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改定について」（平成30年2月27日付け総務第28号）を地方公共団体に通知するとともに、令和2年10月にはインフラ所管省と連携したオンライン説明会を開催するなどにより、各地方公共団体に、令和3年度までの見直しを要請しているところである。また、その支援措置として、令和3年度には、市町村における総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置や公共施設マネジメントに知見やノウハウを有する者のアドバイザーとしての派遣といった新たな取り組みを行うこととしている。</p>	
43	3. 推進のための施策	(5) 公的不動産における官民連携の推進	⑤ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」の周知、公的不動産を活用したいと考えている不動産特定共同事業者等の民間事業者と地方公共団体とのマッチング等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るために必要な環境の整備を進める。	(平成30年度から)	<内閣府、国土交通省、関係省庁>	国土交通省	公的不動産（PRE）の利活用を検討する地方公共団体と、地方における不動産証券化案件の事業化を目指す事業者間のマッチング支援を令和2年度に2件行うことで、PREの利活用を促進するとともに、地方自治体や民間事業者等を対象として、地方における不動産特定共同事業者などの不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを令和2年度中に10件開催した。	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組	
(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用／アウトカムに関するデータ等								
・令和元年度末において民間資金等活用事業推進機構は39件の事業に対して合計約608億円の支援を行い、10.4倍の呼び水効果を得るなど、着実に出融資実績を積み重ねている。 ・また、同機構による地域人材の育成・ノウハウ提供や市場関係者へのアドバイスなども着実に実施されており、同機構による案件形成支援が一層期待されている。								
44	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	① リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げるコンセッション事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・令和2年度に12案件（鳥取県宮水力発電所再整備・運営等事業、（佐世保市）中央公園整備及び管理運営事業、鳥取県立美術館整備運営事業、沖縄科学技術大学院大学規模拡張に伴う宿舍整備運営事業、京都市上下水道局南部拠点整備事業、関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等の追加設備投資枠、国際教養大学新学生舎整備事業、新青森県総合運動公園新水泳場等整備運営事業、鳥取市民体育館再整備事業、広島空港特定運営事業等、熊本県有明・八代工業用水道運営事業、第2期君津地域広域廃棄物処理事業）について支援決定した。	
45	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	② 上下水道のコンセッション事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、コンセッション事業の導入に向けた検討を促進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・熊本県有明・八代工業用水道運営事業については、事業者が決定して熊本県とSPCが事業契約締結済。また、SPCに対して支援決定済。 ・宮城県上下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）について意見を交換。 ・大阪市水道PFI管路更新事業等及び大阪市工業用水道特定運営事業等について意見を交換。	
46	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	③ 地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、改正地域再生法により新たに付与されたコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的な案件への取組方法等の情報提供を行うとともに、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクトファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・令和2年度においては、現在進行中の案件に関わる事業者や金融機関へのサポートを行うとともに、国土交通大学で実施された主に自治体職員を対象とした研修の講師、地域プラットフォーム（山口県）、PPP/PFI推進首長会議、一般社団法人電力土木技術協会主催の水力開発セミナープログラム等で、PFIのファイナンス、案件形成について講演を実施した。 ・令和元年度においては「自治体担当者のためのPFI実践ガイドブック」、令和2年度においては「PFIのファイナンス実務」の書籍を出版した。 ・令和元年度より川崎市PPPプラットフォームに事務局として参画している。 ・岐阜県瑞浪市、岐阜県瑞穂市、長崎県佐世保市、山梨県甲府市で案件形成に向けた意見を交換。	
47	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	④ コンセッション事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。	(平成28年度から)	<内閣府>	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社と組成了一个丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(平成29年10月)。令和元年度より順次出資開始。	
48	3. 推進のための施策	(6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	⑤ 機構は、民間金融機関の補完的役割を担うことから、民間のインフラ投資市場が形成されることが想定されていた令和9年度末までがPFI法上の設置期限とされている。しかし、現状では、そうしたインフラ投資市場は未成熟であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには、機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、機構の今後のあり方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	中小規模のコンセッション等の独立採算型PFI事業に対するリスクマネーの担い手をして期待される地方銀行について、PFI事業に係るファイナンスの現況と課題についてヒアリングを実施した。 ・金融当局において地方銀行の再編等の議論が行われており、将来的に機構が撤退していく際のリスクマネー供給方針についても更に検討が必要となることから、これらの議論を踏まえ、今後の機構の在り方について、設置期限の延長も含め、引き続き検討を進めていく。	
(7) その他								
49	3. 推進のための施策	(7) その他	① 国・地方公共団体等が公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法（公共施設の非保有手法）について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等の検討を行い、公共施設の非保有手法の活用促進に向け、基本的考え方の整理や事例集作成などの環境整備を行う。	(令和2年度から)	<内閣府>	内閣府	公共施設の非保有手法の基本的考え方について、事例に関するヒアリング調査を実施し、令和2年10月及び令和3年3月のPFI推進委員会 事業推進部会での検討を踏まえ、公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方（案）を作成。令和3年度中に公表を予定。	
50	3. 推進のための施策	(7) その他	② 地域の活性化や災害にも強いバス交通確保の実現に向けて、官民連携での交通ターミナルの整備を促進するため、品川駅をはじめとする交通ターミナルについて、民間事業者からの企画提案や事業提案を踏まえ、PPP/PFI事業の実施方針を検討する。	(令和2年度から)	<国土交通省>	国土交通省	令和元年10月に公募した企画提案を踏まえ、令和3年以降に、事業提案の公募や事業者の公募を実施予定。	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
51	3. 推進のための施策	(7) その他	③ 地方公共団体においてPPP/PFI事業を活用した「道の駅」の整備・管理・運営のニーズが増えていることから、これまでに実施した事例の成果及び課題を整理し、「道の駅」における事例集等を作成する。	(令和2年度から)	<国土交通省>	国土交通省	令和3年以降も引き続き、道の駅におけるPPP/PFI事業の事例の収集、またその成果及び課題の整理を進める。
52	4. 集中取組方針	①空港	空港運営の自由度を高め、既存ストックを活用した新規需要の開拓や交流人口の拡大による地域活性化に資するため、重点分野に引き続き指定する。次に掲げる措置等により、地方管理空港を含め、原則として全ての空港へのコンセッションの導入を促進する。なお、国管理空港のコンセッションにおける外部有識者の検証結果を今後の案件に反映していく。	—	<国土交通省>	国土交通省	・国管理空港について、仙台空港（平成28年7月～）・高松空港（平成30年4月～）・福岡空港（平成31年4月～）・熊本空港（令和2年4月～）において、それぞれ民間事業者による空港運営事業を開始した。 北海道内7空港（うち3空港は地方管理空港）については、令和2年1月から7空港一体のビル経営を実施しており、6月に新千歳、10月に旭川、令和3年3月に他5空港の空港運営事業を開始した。 その他の国管理空港についても、広島空港において令和3年7月の空港運営事業開始に向け、令和2年12月に実施契約を締結。なお、広島空港においては、駐車場事業を事業譲渡とするなど平成30年度に行われた空港コンセッション検証会議の結果を一部反映した。 ・地方管理空港については、神戸空港（平成30年4月～）・静岡空港（平成31年4月～）等において、それぞれ運営を開始した。 ・今後も、アクションプランに掲げられた措置等により空港コンセッションの導入を促進していく予定。
53	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッションを推進するための個別施策に関し、進捗状況を「見える化」する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	コンセッション関連のセミナー、シンポジウム等に職員を派遣するなどの取組を実施するとともに、国土交通省ホームページにおいて、各空港における進捗状況、先行事例の公募書類等や提案概要、成果等を公表している。
54	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション実施による地域活性化等の効果を把握・公表し、コンセッションに対する地域の理解・機運を高める。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	
55	4. 集中取組方針	①空港	・静岡空港や、北海道の小規模空港の事例を踏まえた事業モデルを構築し、横展開を図ることで、コンセッションの導入を抜本的に加速する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	空港管理者に対して静岡空港の事例やコンセッションの考え方等を示すとともに、空港管理者からの個別の相談に対して積極的な助言等を行っている。 また、イコールファイティングの確保については、北海道内7空港特定運営事業等における整理等を踏まえ、あらためて空港管理者である自治体への周知を行った。
56	4. 集中取組方針	①空港	・コンセッション事業者の創意工夫が十分に発揮されるよう規制の緩和や合理化を進める。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	・国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入に関しては、平成30年5月30日に国において関連規程を改正したことにより、運営権者（仙台空港）による対応が可能となっている。現在、運営権者による計画内容の具体化が進められているところ。 このほか保安区域への厨房機器等の持込み等については、現行制度で対応可能である旨、運営権者（仙台空港）に伝達済みであり、運営権者において計画内容の具体化を進めている。 ・国と運営権者の間で区分所有されているCIQ施設については、運営権者（仙台空港）の要望を踏まえ、関係省庁と検討を実施した。現在は、運営権者において計画内容の具体化を進めており、今後関係省庁に提示予定。 ・また運営権者の創意工夫の取組を必要に応じて取り込むため、空港整備に係る仕様書等の改定について、管理者に対し、具体的なニーズや事例を把握した場合には、国土交通省に相談するよう令和元年11月に周知文書を出した。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA	
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組	
57	4. 集中取組方針	②水道	平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は2件であるため、引き続き重点分野とし、令和元年10月1日から施行された改正水道法に基づき、新たな許可制度を適切に運用し、事業の安定性、安全性、持続性を確保するとともに、先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図る。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）が令和3年度末までに少なくとも30件行われるよう促す。	—	<厚生労働省>	厚生労働省	令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、地方公共団体が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。 また、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県・大阪市においては、令和4年4月の事業開始に向けて民間事業者の公募・選定を行っており、宮城県については、令和3年3月に優先交渉権者の選定を完了している。 その他、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）のための支援を21件行った。	
58	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の財務や経営の「見える化」を推進するため、中長期的な水道料金の見込み等が記載された事業計画の策定・公表状況について国においてフォローアップを行う。また、改正水道法において、水道料金が、健全な経営を確保することができるものでなければならぬこととされていることから、同法の趣旨を踏まえ、水道料金の設定状況について国においてフォローアップを行う。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	料金制度について、中長期的な見通しに立った分析、検討を行うことを含む水道事業計画の策定を、厚生労働省から水道事業者等に求めており、定期的にその策定・公表の状況を調査している。 また、改正水道法の趣旨を踏まえた水道料金の設定状況について、定期的に厚生労働省がフォローアップを行っている。	
59	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せて水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した（ 令和2年度、官民連携推進協議会は計3回、地域懇談会は計3回実施 ）。	
60	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野におけるコンセッション事業等の検討促進や住民不安の解消を目的とし、全国各地で水道分野における官民連携推進協議会や地域懇談会等を活用した啓発活動を実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、民間資金等活用事業推進機構など専門家を交えた意見交換を行い、ノウハウの共有を図った（ 令和2年度、官民連携推進協議会は計3回、地域懇談会は計3回実施 ）。	
61	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業においてコンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形の周知を実施する。	（令和2年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	コンセッション事業を実施する際に参考となる契約書及び要求水準書のひな形を令和2年度に公表した。	
62	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業の具体的な案件形成を行うため、既に第三者委託等のPFI事業に取り組んでいる地方公共団体等を対象に更なる首長等へのトップセールスを実施する。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	令和2年度は、16水道事業者に対してトップセールスを実施した。	
63	4. 集中取組方針	②水道	・水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意する観点から、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。	（平成30年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を令和元年9月に発出・周知した。	
64	4. 集中取組方針	②水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	（平成28年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	これらの取組の実施状況について、四半期ごとのフォローアップを行った。	
65	4. 集中取組方針	②水道	・水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。	（平成29年度から）	<厚生労働省>	厚生労働省	水道分野における官民連携推進協議会において、他分野である工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行った。	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
66	4. 集中取組方針	③下水道	平成26年度から平成29年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は3件であるため、引き続き重点分野とし、6件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和3年度末までとする。	(令和元年度末まで)	<国土交通省>	国土交通省	事業実施に向けた具体的な取組が進捗している都市等に対し、案件スキームの検討や課題の抽出等に関する支援や定期的な意見交換・助言等を実施するなど、切れ目ない支援を行った。
67	4. 集中取組方針	③下水道	・先行的にコンセッション事業を開始した浜松市及び須崎市の着実な事業実施を支援するとともに、実施方針を策定した宮城県に着実な事業開始を支援する。その他具体的に検討を進めている地方公共団体に対しても、技術的な助言等を実施し、案件形成に取り組む。これらの地方公共団体における課題やその解決策等を抽出し、国が全国の地方公共団体に率先して示すことにより、事業の活用を促すこととする。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	浜松市及び須崎市の事業が着実に進むよう支援を行うとともに、宮城県及び三浦市での着実な事業開始に向けて技術的助言等の支援を行っている。その他に検討を進めている地方公共団体に対しても、新規案件形成に向けた技術的支援等を実施した。これまでに得られた課題への対応策や知見等については、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を令和2年度に3回開催し、他の地方公共団体に共有した。
68	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」や「民間セクター分科会」を通じて官民のリスク分担や課題の解決方策について、検討を進めるとともに、コンセッション事業に取り組む地方公共団体の検討の状況の「見える化」を行う。また、PPP/PFIの導入を推進する観点からも、財務や経営の「見える化」を推進するため、経営に関する指標について地方公共団体間で比較できる情報を提供する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を令和2年8月と11月、令和3年2月の計3回開催した。また、令和3年3月に「民間セクター分科会」を開催した。 ・検討会で発表された各自治体の取り組み状況について、国土交通省HPに掲載している。 ・地方公共団体間で比較できるよう、経費回収率、汚水処理原価等、代表的な経営指標について、Excelファイルで一覧に取りまとめ、国土交通省HPに掲載している。
69	4. 集中取組方針	③下水道	・「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」とは別に、ブロック単位等の地方において、意見交換会等を行い、国の職員等を派遣する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	ブロック単位等での意見交換会は、本年度はコロナ禍のため開催を見合わせた。一方、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」は、東京会場の他にサテライト会場を設け、さらにオンラインでの参加も可能とした上で、令和2年8月と11月、令和3年2月の3回開催した。
70	4. 集中取組方針	③下水道	・下水道分野において、コンセッション事業の更なる具体の案件形成を行うため、首長等へのトップセールスを実施する。	(平成29年度から)	<国土交通省>	国土交通省	新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、首長等へのトップセールスを実施した。
71	4. 集中取組方針	③下水道	・これらの取組の実施状況について、四半期ごとにフォローアップを行う。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	アクションプラン記載の各種取組について、四半期毎にフォローアップを行った。
72	4. 集中取組方針	④道路	今後の全国展開の可能性を継続検討し、案件を掘り起こす必要があるために、重点分野に引き続き指定し次に掲げる措置等を講ずる。	—	<国土交通省>	国土交通省	愛知県道路公社の先行事例については、地方道路公社等の関係者が集まる会議等において、情報提供を実施している。
73	4. 集中取組方針	④道路	・愛知県道路公社の先行事例について、他の道路公社へのコンセッション事業の適用拡大を図るため、その成果等を情報収集しつつ、情報提供を始めた横展開を図る。	(平成28年度から)	<国土交通省>	国土交通省	

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
74	4. 集中取組方針	⑤文教施設	平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標3件は達成した。今後についても、コンセッション事業を活用し、生涯学習・スポーツ・文化の一層の振興や、民間の創意工夫による良質なサービスの提供、収入の増加や経費の縮減による財政負担の軽減、文教施設を核とした地域の賑わい創出等を図るため、引き続き重点分野とし、文教施設の具体的な案件形成が行われるよう、関係府省と連携しながら、地方公共団体等の取組を支援する。	—	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・実務的な手引き「文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き」を用い、各種セミナー等を通じて、地方自治体等に普及啓発を行っている。 ・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度予算事業）。 ・スポーツ施設のPPP/PFI推進等を目的として、地方自治体や民間事業者等を対象に、全国セミナーを実施している。
75	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設（スポーツ施設、社会教育施設及び文化施設をいう。以下同じ。）について、コンセッション事業を活用した利用者の満足度の向上や収益性を高める取組が実行されるよう、地方公共団体を支援する。	（平成28年度から）	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な案件形成が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度予算事業）。
76	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・文教施設の具体的な案件形成を行うため、関係府省と連携しながら、実務的な手引きの周知を図るなど、地方公共団体等への働きかけを実施する。	（平成28年度から）	<文部科学省>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・各種セミナー等を活用し、地方自治体等に対し、実務的な手引き、文科省の予算事業等について周知している。 ・スポーツ施設のPPP/PFI推進等を目的として、地方自治体や民間事業者等を対象に、全国セミナーを実施している。
77	4. 集中取組方針	⑤文教施設	・都市部の文教施設における案件形成においては、周辺の他施設も包含した複合的運営による集客力拡大等の取組が進められるよう、地方公共団体を支援する。	（平成28年度から）	<文部科学省、内閣府>	文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な案件において、複合的運営の検討が進むよう、先導的に事業の検討を行う地方自治体に対する支援事業を実施している（平成29年度、平成30年度、令和元年度、令和2年度予算事業）。 ・各種セミナー等を活用し、地方自治体等に対して、実務的な手引きや、学校施設や社会教育施設等を複合化した事例について周知。
78	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標6件は達成した。今後についても、コンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化に向け、引き続き重点分野とし、支援を実施する。	—	<国土交通省>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○予算措置等の内容は下記のとおり。 ・地方公共団体におけるPPP/PFI導入を支援する事業（基本構想検討に対する支援）を実施。 ・社会資本整備総合交付金において、「PPP/PFI等の事業手法による民間投資の誘発を促進する事業」を重点配分対象化。 ・地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、平成28年度より、PPP/PFI手法の導入検討の要件化とともに、その検討費用について補助対象化。さらに、三大都市圏（平成29年度より）又は政令指定都市（平成31年度より）で実施する場合はPPP/PFI手法の導入を要件化。
79	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・公営住宅の建替・集約化に際して、低所得者の居住の安定を図ることを前提としつつ、民間事業者の経営手法や創意工夫を活用することにより管理運営の効率化と資産価値の向上を図るとともに、余剰地の有効活用等を通じて収益化を目指すことが重要である。	—	<国土交通省>	国土交通省	
80	4. 集中取組方針	⑥公営住宅	・このため、将来的なコンセッション事業の活用を視野に入れ、収益型事業や公的不動産利活用事業の積極的活用により、公的負担の抑制を図る。	（平成28年度から）	<国土交通省>	国土交通省	
81	4. 集中取組方針	⑦クルーズ船向け旅客ターミナル施設	平成29年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標は3件であったところ、1件の達成にとどまった。一方で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を強く受けている分野であることから、令和2年度末の状況等を見て、令和3年度以降の数値目標を改めて検討することとする。	—	<国土交通省>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ市場については、引き続き新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を強く受けているところ。国際クルーズについては、現在（令和3年1月末）も運航休止が続いており、昨年3月以降、我が国に寄港していない。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度末までの取組
82	4. 集中取組方針	①クルーズ船向け旅客ターミナル施設	・福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件の旅客ターミナル施設について、早期の実施方針の策定に向け、政府の関係部局が連携して引き続き必要な支援を実施する。	（令和2年度から）	<国土交通省>	国土交通省	福岡市から、「福岡市ウォーターフロント再開発については、コロナ禍の影響で厳しい社会経済情勢が続いていることから、今後の動向を注視しながら検討を進めていきたい」と聞いている。 福岡市の検討の進捗に応じて、必要な支援を実施することとしている。
83	4. 集中取組方針	②MICE施設	平成29年度から令和元年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業開始1件、実施契約締結済み1件のほか、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の2件を合わせた4件にとどまっている。このため、集中強化期間を令和3年度まで伸ばし、次に掲げる措置等により、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和3年度末まで）	<国土交通省>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に専門家を派遣し、独立採算型および混合型コンセッション方式を含む官民連携手法による運営方式導入の検討を支援した。（令和2年7月より3自治体に対し実施） ・主に地方公共団体の担当者向けにセミナーを開催し、MICE施設においてコンセッション方式を含む官民連携手法を用いる利点や先行事例を周知した。（令和2年10月、12月、令和3年1月の計3回） ・令和2年4月、新たに1件が事業開始したが、新型コロナウイルス感染症拡大により、既に事業開始済の1件とともに、緊急事態宣言に伴う休業を実施した他、それ以外の期間においてもキャンセルが相次ぐなど多大な影響が生じた。
84	4. 集中取組方針	③MICE施設	・地方公共団体に専門家を派遣し、コンセッション方式導入に向けた課題の調査を実施するとともに、MICE施設への混合型コンセッション導入についても検討し、事業の具体化に向けた支援を行う。	（令和2年度から）	<国土交通省>	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を財源として、当該MICE施設の管理者である自治体から補助や補填等が実施された。 ・今後は、地方公共団体へ専門家を派遣し、コンセッション方式導入検討支援を継続するほか、関係府省と連携しつつ、今後のMICEの動向や地域の声を踏まえながら、支援を継続予定。
85	4. 集中取組方針	④公営水力発電	次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和2年度末まで）	<経済産業省>	経済産業省	鳥取県において、令和2年7月に4発電所に係る運営事業の実施契約を締結し、8月に春米発電所に運営権を設定し事業を開始したところ。他発電所についても順次運営権を設定し、運営事業の開始を予定している。また、さらなる案件の形成に向け水力発電所を有する地方公共団体の講習会等で、コンセッション方式によるPFI事業について説明を行うとともにコンセッション事業を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業について周知。コンセッション事業導入時のメリットなどを紹介することで、地方公共団体のコンセッション事業への移行、検討の促進に取り組んでいる。
86	4. 集中取組方針	⑤公営水力発電	・コンセッション方式によるPFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点の導入可能性調査に対する補助事業を計上し、地方公共団体における検討、移行を支援する。	－	<経済産業省>	経済産業省	公営水力発電においては、アドバイザリー費用等に対して補助制度により支援措置を講じているところ。
87	4. 集中取組方針	⑥工業用水道	次に掲げる措置等により、平成30年度から令和2年度までを集中強化期間として、3件のコンセッション事業の具体化を目標とする。	（令和2年度末まで）	<経済産業省>	経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県において、令和2年10月に実施契約締結し、令和3年4月から事業開始。 ・宮城県及び大阪市において、令和4年4月事業開始に向けて、現在は運営権者を選定中。 ・「水道分野における官民連携推進協議会」等の場を活用し、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、知見やノウハウを地方公共団体に共有することでコンセッション方式導入の検討を支援している。

取組番号	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組					回答府省庁	PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）に掲げる具体的取組のPDCA
	章	節	内容	期限	担当府省庁		令和2年度未までの取組
88	4. 集中取組方針	㊸工業用水道	・コンセッション方式の案件形成に向けた導入可能性調査やデューデリジェンス等を実施する。	—	<経済産業省>	経済産業省	令和2年度について、コンセッション方式に関心を有する工業用水道事業者（地方公共団体）と連携し、資産評価、収支シミュレーションの方法など、事業者の実施方針策定時に必要となる手続きに関し、調査事業を実施している。
89	4. 集中取組方針	㊸その他分野横断的事項	・地方公共団体等が行うデューデリジェンス等のコンセッション事業の準備事業に要する負担に対する支援を実施する。	（平成28年度から）	<厚生労働省、国土交通省>	厚生労働省	厚生労働省の予算事業において、コンセッション方式の活用を選択肢の1つとして考える自治体における官民連携に係る検討を支援している（平成28年度：近江八幡市及び竜王町、平成29年度：小諸市、平成30年度：胎内市、令和元年度：伊万里市）。また、コンセッション事業等の導入に向けた調査等に関する事業に要する負担の一部を支援している（平成28年度：橋本市、紀の川市及び二セコ町、平成29年度：京都府、村田町及び二セコ町、平成30年度：宮城県、草津市、京都府、令和元年度：宮城県）。令和2年度においても引き続き支援を実施（宮城県）。
						国土交通省	先導的官民連携支援事業において、令和2年度までに21件のデューデリジェンス等の準備事業・検討調査を支援した。